

国立大学法人静岡大学

静岡大学教職員組合

2010年度（第112回）

定期大会議案書



みんなの智慧と力を結集し、働きやすい職場の実現を！

日時 2010年6月24日（木）15:30～17:30

場所 静岡大学共通教育A棟5階大会議室

-目 次-

【第1号議案】 2009年度活動報告とその承認に関する件	2
【第2号議案】 2009年度会計決算報告とその承認に関する件（その1）	6
2009年度会計決算報告とその承認に関する件（その2）	
2009年度会計監査報告	
【第3号議案】 2010年度活動方針（案）とその承認に関する件	10
Ⅰ 私たちを取り巻く情勢	
Ⅱ 静岡大学教職員組合の重点課題	
Ⅲ 専門部の活動と職種別課題	
【第4号議案】 2010年度会計予算（案）とその承認に関する件	20
【第5号議案】 人事委員の承認に関する件	21

- <資料> 各支部の取り組み
2009年度活動日誌
静岡大学教職員組合規則集

10年度執行委員会

執行委員長	芳賀 直哉	(本部・図書館)
副執行委員長	森野 聡子	(情報学部)
書記長	岡端 隆	(教育学部)
執行委員	森本 隆子	(人文学部)
執行委員	河野 祥子	(人文学部)
執行委員	色川 卓男	(教育学部)
執行委員	石原 剛志	(教育学部)
執行委員	石田 明広	(工学部)
執行委員	立元 雄治	(工学部)

会計監査委員 樽松 安江 (理学部)

会計監査委員 近藤 淳 (工学部)

環境に配慮し、ホチキスどめを省略させていただきました。
ばらばらにならないようお気を付け下さい。

【第1号議案】2009年度活動報告とその承認に関する件

1. 基本方針について

2007年度より、組合員の労働条件の改善と大学財政をめぐる制度の見直しという「2つの運動の方向」を基本方針として掲げ、活動を行いました。給与の切り下げを迫る人事院勧告、第一期中期計画の終了に伴う11億円を越える巨額の剰余金の駆け込み執行などが行われるなか、前者については学長団体交渉と事務折衝により、後者については主に全国大学高専教職員組合（以下、全大教と略）を通じて運動してまいりました。また、これらの運動において、組合員みなさんに情報を提供するとともに、みなさんの意見を反映させるべく、不二速報・電子メール・立て看板という広報活動のほかに署名運動や緊急のアンケートなどを行いました。とりわけ、9月には全国教職員研究集会を開催し、全国の大学教職員組合との情報交換ということに留まらず、それを契機として学内での運動・交渉への弾みをつけることができました。

2. 活動の概要

(1) 学長団体交渉と事務折衝

2009年度は3回の学長団体交渉（5月：静岡、11月：浜松、3月：静岡）を行いました。事務折衝としては、これらの団体交渉に向けての事前折衝・個別折衝として各2～3回の交渉を人事労務課と行い、人事院勧告（09.8.11）にたいする対応、地域調整手当の支給率の改善、基盤的教育費の確保、教職員の待遇改善、非常勤職員の処遇改善、男女格差の是正、初修外国語教員の雇い止めへの善処を求めてきました。また団体交渉のほかに、女性部と技術部の課題を中心に、7月と2月に個別事務折衝を行いました。地域調整手当や教育環境の改善等、いくつかの項目において前進が見られましたが、多くの課題が残るとともに、雇用や労働条件をめぐる新たな局面での課題も生じています。（個別課題の交渉成果については下記参照。）

(2) 大学財政をめぐる制度の見直し

全大教を通じて行った大学財政の見直しの運動に関しては、まず5～7月にかけて「国立大学・高専・大学共同利用機関の運営費交付金の削減を中止し、基礎基盤的経費の増額を要求します」署名活動に取り組み（508名集約）、政府・文科省に提出しました。その後、政権交代もあり、運営費交付金ルールの変更（骨太方針2006による人件費削減は続くものの、交付金への効率化係数1%減の適用は見直された）が実現しました。さらに、不二速報09年度13号でご報告いたしましたが、後述の大学財政をめぐる緊急アンケート（2月）結果に基づき、静岡大学教職員組合として、文部科学省「国立大学法人の在り方」に対して意見書を提出しました。内容は①法人としての制度的な不備、②厳しい労働環境と低い給与水準、③自助努力の限界を指摘し、OECD加盟国並みの高等教育予算として運営費交付金の増額を求めています。

(3) 学長選考・平和活動・学習活動・レクリエーション活動など

2009年度には学長選考があり、それへ向けて、まず学長選考会議宛に学内意向投票の結

果を尊重した学長選考を求める要請を日本科学者会議静岡支部とともにに行い（7月）、さらに各支部からの意見を踏まえて学長選考適任者アンケート（11月）を実施し、また全教職員から募った「次期学長への手紙」（12月・教職員組合ニュース特別号）を候補者に送り、返信をいただきました。なお、2月には次期学長予定者と懇談会（静岡）をもつことができました。

この学長選考と連動したかたちとなりましたが、団体交渉へ向けて、給与切り下げの人事院勧告に関する緊急アンケート・要望書（9月・回収113名）と署名活動（10月・221名）を、また2月には大学財政をめぐる緊急アンケート（回収134名）を行いました。大学財政をめぐる緊急アンケートの自由記述については、伊東学長（当時は学長予定者）にも2月の懇談会時に暫定分というかたちでお渡ししています。

また、前述のように、9月に全国教職員研究集会（4～6日）を静岡大学で開催しました。開催に向けて、教研推進委員会を立ち上げ、多くの組合員のみなさんにご協力をいただきました。他方、労働条件や本学の課題等を話し合うために学内での懇談会として、非常勤職員懇談会（10月・浜松）、技術職員懇談会（11月・浜松）、非常勤職員懇談会（11月・静岡）、職員懇談会（11月・静岡）を行いました。なお、10月の非常勤職員懇談会での要望を受け、11月に女性部と学長の懇談会（浜松）を行いました。

平和運動としては、「青空の下で peace」（7月・静岡）と「おでんと焼き鳥 de 集う浜松キャンパス忘年会（平和と文化の集い）」（12月・浜松）を行いました。また、組合員のレクリエーションとして、例年の通り、組合スキーと温泉の集い（12月）を開催しました。

3. 個別の課題

(1) 交渉の成果について

1) 人事院勧告（09.8.11）にたいする対応

09年4月に遡り人事院給与勧告を実施した場合の剰余金額は2億5千3百万円。経営側の10月時点での提案は、地域調整手当の改善に1千3百万円、残りを労働環境改善に支出となっていました。労働環境改善の内訳としては、教職員の意向を踏まえた全学的な事業（会計支援システムカスタマイズ・建物外壁診断）1億円、部局長等裁量分として1億円、附属図書館学術資料購入に4千万円。労働環境改善とは認めがたい費目・緊急性のない費目を含んでいることを指摘するなどの交渉を行いました。事前・事後折衝を通じて、給与の引き下げ（0.2%）を4月に遡らないことを確認し、この不遡及分については上記の2億5千3百万円とは別に担保することを認めさせることができました。

2) 地域調整手当支給率の改善

基本的には静岡と浜松の同率支給（究極的には静岡・浜松とも6%の支給）を掲げ、当面の目標として静岡5%、浜松4%を求めて交渉しました。人事院勧告にたいする対応の一環として、2009年度は浜松等が2%→3%ということになりました。

3) 基盤的教育経費の確保

2009年度は、人事院勧告にたいする対応のなかで、部局長の裁量分や図書館経費の増額分として対応されました。しかし、2010年度以降への制度的な担保を得ることはできませんでした。

4) 技術職員の昇給・昇格の問題の改善

技術職員の昇格基準の明確化は実現しました。しかし、公募採用問題への対処、技術専門員の定数の問題の改善については、これらが大きな課題としてあることを経営側・事務当局に認めさせたものの、交渉は継続中であり、積み残しの課題となりました。

5) 非常勤職員の労働条件の改善

法人化後採用の非常勤職員の3年雇い止め一律適用については、実質的には突破し得ることを確認しています。天岸学長体制とは明らかに異なった対応となっています。しかし、他大学の事例の検討状況（京都大学の雇用手続き改正）を含めた制度的な改正は果たされていません。また、非常勤職員の待遇の確認と改善要求（人事院事務総長通知（08.8.26）に基づく一時金支給要求、夏期休暇5日、時給単価の改善）、大学の夏期休業の実施に当たってパート職員が年給を充てるという制度の撤廃は実現していません。看護休暇の新設については、継続しての検討課題となっており、結論が出ていません。

6) 非常勤職員の正規職員への登用試験の改善

前年度の活動の成果としての登用試験の導入が決まり、2009年度に実施の運びとなりました。26名の方が応募され、4名の方が職員登用名簿に登載。4月時点で3名の方が登用されました。名簿に登載されたすべての方の登用を求めています。年度内には実現していません。名簿の有効期限は次回の登用試験までとなっており、継続して登用の要請を行っております。すべての方の浜松地区での試験実施については、静岡浜松での同時実施あるいは隔年実施を、事務折衝において継続して要求していますが、いまだ実現していません。

7) 教員・職員における、性差による給与・昇進等の格差の是正

個別交渉事案については一定の成果を見て終結。男女格差問題についての、制度面での検討状況及び基礎的なデータの収集計画については、人事労務課から約束はしていただいたものの、まだ実現せず。

8) 浜松キャンパスでの任期付助教の待遇にかんしては、国際学会での研究発表の旅費助成等については前学長から前向きに対応するとの言質があったものの、部局での対応もかわる課題であり、まだ実現はしていません。

(2) 組合員の拡大について

減少傾向が止まり、わずかに増加へと転じています。これには、2007年度から始まったいくつかの取り組みが効果を上げ加入者が増加したことと、退職者数がやや減少に転じたこと、二つの要因が考えられます。

〔増減〕2005年度以降の静岡大学教職員組合員数の増減は以下の通りです。（2010年4月1日時点）

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
4月1日	403	404	375	337	338
加入者	33	21	6	31	30
脱退者	-32	-50	-44	-30	-29
（内希望脱退）	（-8）	（-11）	（-10）	（-7）	（-4）
（内退職・異動等）	（-24）	（-39）	（-34）	（-23）	（-25）
3月31日	404	375	337	338	339
増減	+1	-29	-38	+1	+1

2007→2008年度での転換要因として指摘しうる試みとしては、新任研修オリエンテーションでの組合説明会、メールニュース配信等の広報、ランチタイムミーティング・職種別懇談会の開催があげられます。組合員拡大については、執行委員会として検討し活動を行ってまいりましたが、7月の支部長会議、9月の代表委員会と、各部局での日々の活動もお願いしてきました。一年間を振り返り、組合員拡大には、組合の活動について活発な広報を行い、丁寧な声かけが有効であることを再認識しました。（未組合員の方は特に情報とネットワークをほしがっていることを実感しました。）近年の組合員拡大は任期付きの教職員ならびに有期雇用の職員のみなさんの加入によるところが大きいのですが、常勤の教職員の方々について取り組みを強化する必要があると考えています。なお、人勸や大学財政をめぐる署名や緊急アンケートの際に企図されていた、組合加入の勧誘のために援用するという試みは、理学部・農学部・事務職員という低い組織率の部局では、有効には機能しなかったのではないかと、これらの部局にかんしては執行委員会として特別な働きかけが必要なのではないかと反省しています。

（3）過半数代表者との連携について

90年度の大学側の就業規則改正の手続きは、十分な検討期間を与えることなく進められており、甚だしきに至ってはすでに実施した改正を遡って検討するように過半数代表者に求めることさえありました。そこで、教職員組合は過半数代表者と連携し、規則改正の内容はもちろん、このような手続きの在り方も事務折衝において問題として取り上げてまいりました。この3月には就業規則改正の内容について緊急に組合員のみなさんに情報提供し、意見収集を行い、それを過半数代表者にお伝えしました。現在、過半数代表者はこのような大学構成員への情報提供や意見収集の手立てを有しておりません。就業規則改正はわたしたちの働く環境に直結する問題であり、かつ過半数組合が簡単には実現しない状況を考えると、過半数代表者との連携は非常に重要な課題であると思います。しかも、教職員組合の指摘や過半数代表者の抗議にもかかわらず、現在のところ、大学側は就業規則改正にかかわる手続きの安易さ・粗雑さを改めるようには見えません。教職員組合として、過半数代表者との連携のより一層の強化が求められると考えております。

【第2号議案】2009年度会計決算報告とその承認に関する件（その1）

2009年度一般会計

〔収入〕

(2009.4.1～2010.3.31)

項目	09予算額	09執行額	差引	備考
A経常収入	15,270,000	15,349,684	79,684	
組合費	14,520,000	14,692,120	172,120	1ヶ月約121万円(08年度は1ヶ月122万で算定)
雑収入	750,000	657,564	-92,436	無農薬茶販売、教共済・労金・全労済事務手数料、他預金利息、他団体印刷機使用料
B経常外収入	1,777,810	2,019,569	241,759	
還元金	200,000	441,759	241,759	全大教・教共済より会議交通費・宿泊等
繰越金	1,577,810	1,577,810	0	前年度より繰越
合計	17,047,810	17,369,253	321,443	

〔支出〕

項目	09予算額	09執行額	差引	備考
A会議費	330,000	156,465	173,535	
大会費	100,000	47,095	52,905	定期大会交通費、軽食代
委員会費	230,000	109,370	120,630	執行委員会・代表委員会・会計監査等交通費
B活動費	1,105,000	879,092	225,908	
行動費	400,000	293,204	106,796	全大教等会議交通費・宿泊代、団体交渉交通費、メーデー弁当代等、三役支部総会交通費
組織法制部	260,000	218,265	41,735	組合員拡大資料、技術職員部・非常勤職員・有期雇用職員等職種別懇談会弁当代等
人事給与部	30,000	0	30,000	人事委員会交通費・弁当代
教育文化部	250,000	178,270	71,730	学内教研集会、全国教研交通・宿泊費、資料代
調査情宣部	65,000	125,971	-60,971	速報・ビラ印刷用紙、インク代
厚生部	70,000	52,122	17,878	レクリエーション補助経費
青年・女性部	30,000	11,260	18,740	全大教・県国公女性の集いなど交通費補助
C書記局費	1,060,000	1,032,834	27,166	
事務経費	450,000	463,860	-13,860	事務機リース料、コピー料、事務用品
書記局費	230,000	180,170	49,830	書記研修等交通費、書記局お茶代
通信費	200,000	180,704	19,296	切手、宅配便、電話料、プロバイダー料
書籍費	180,000	208,100	-28,100	各法規集追録、人事院月報など
D人件費	9,660,000	9,637,984	22,016	
給与手当	7,600,000	7,609,360	-9,360	書記2名給与手当 一般職 2-53*6/8、1-57(8ヶ月) 2-56*6/8、1-60(3ヶ月)
保険	1,060,000	1,028,624	31,376	書記2名社会保険料、労働保険
退職積立金	1,000,000	1,000,000	0	書記2名分
E外部負担金	4,607,520	4,597,520	10,000	
全大教	3,797,200	3,797,200	0	1,100円×293人×4月 1,100円×285人×8月(昨年度は1,100円×308人×4月 1,100円×293人×8月)
県国公	734,400	734,400	0	360円×180人×12月
地区国公	72,920	62,920	10,000	静岡 30円×147人×12月、浜松 10,000円(年額)×2年分
憲法会議	3,000	3,000	0	年額
F予備費(1)	285,290	128,040	157,250	退職者記念品、福祉活動拠出金、母親大会広告料、青空の下でPeace分担金
予備費(2)	0	0	0	備品積立金
予備費(3)	0	0	0	
合計	17,047,810	16,431,935	615,875	
残高	0	937,318		

【第2号議案】2009年度会計決算報告とその承認に関する件（その2）

2009年度会計決算報告

出資証券

1.労働金庫	339,000
2.労働金庫(浜松)	248,000

2009年度特別会計

備品会計

	収 入	支 出
前年度繰越金	4,673,006	
今年度積立金	0	
浜松書記局冷蔵庫		41,730
普通預金利息	122	
定期預金利息	6,783	
合 計	4,679,911	41,730
次年度繰越		4,638,181

労金口座	10.3.31	
3250186	701,333	普通預金
0271073	3,936,848	定期預金
合計	4,638,181	

退職積立金

	収 入	支 出
前年度繰越金	10,069,863	
今年度積立金	1,000,000	
普通預金利息	1,632	
合 計	11,071,495	0
次年度繰越		11,071,495

労金口座	10.3.31	
5241556	11,071,495	普通預金
合計	11,071,495	

特別基金積立金

	収 入	支 出
前年度繰越金	2,514,040	
今年度積立金	0	
定期預金利息	5,029	
合 計	2,519,069	0
次年度繰越		2,519,069

労金口座	10.3.31	
1729305	2,519,069	定期預金
合計	2,519,069	

備品一覧（2009年度）

静岡	組合旗	1	浜松	組合旗	1
	幟旗	2		青婦部旗	1
	事務机	2		パソコン	1
	回転椅子	1		印刷機	1
	テーブル	4		コピー機	1
	折たたみ椅子	26		エアコン	1
	雑誌架	1		シュレッダー	1
	キャビネット	1		冷蔵庫	1
	書類棚	1			
	パソコン	1			
	インクジェットプリンタ	1			
	シュレッダー	1			
	断裁機	1			

2009 年度会計監査報告書

静岡大学教職員組合規約第 20 条 1 項に基づき、2009 年度中間会計監査を実施しました。

監査日時 2009 年 11 月 24 日 13:30～14:30

監査対象期間 2009 年 4 月 1 日～2009 年 9 月 30 日

監査の方法 決算書、出納帳、元帳、伝票、領収証、預金通帳、出資証券等の書類について実施した。

監査の結果 静岡大学教職員組合規約第 20 条に従い、会計処理および手続きは、すべて適正に行われていることを認めます。

2009 年 11 月 24 日

会計監査委員

野里女 延虎



2009 年度会計監査報告書

静岡大学教職員組合規約第 20 条 1 項に基づき、2009 年度中間会計監査を実施しました。

監査日時 2009 年 12 月 1 日 15:00～16:00

監査対象期間 2009 年 4 月 1 日～2009 年 9 月 30 日

監査の方法 決算書、出納帳、元帳、伝票、領収証、預金通帳、出資証券等の書類について実施した。

監査の結果 静岡大学教職員組合規約第 20 条に従い、会計処理および手続きは、すべて適正に行われていることを認めます。

2009 年 12 月 1 日

会計監査委員

大和田 智義



2009 年度会計監査報告書

静岡大学教職員組合規約第 20 条 1 項に基づき、2009 年度会計監査を実施しました。

監査日時 2010 年 5 月 25 日 15:30～16:30

監査対象期間 2009 年 4 月 1 日～2010 年 3 月 31 日


監査の方法 決算書、出納帳、元帳、伝票、領収証、預金通帳、出資証券等の書類について実施した。

監査の結果 静岡大学教職員組合規約第 20 条に従い、会計処理および手続きは、すべて適正に行われていることを認めます。

2010 年 5 月 25 日

会計監査委員

大和田 智義 

野里女 延恵 

【第3号議案】2010年度活動方針（案）とその承認に関する件

I 私たちを取り巻く情勢

1. 民主党連立政権下における高等教育政策の不透明さ

やがて1年になる民主党主導新政権は、「金と政治」「米軍基地」「国債依存—ばらまき」等の批判をうけて、発足当初の期待感が急速にしぶんできています。この政権は、高等教育予算とりわけ国立大学法人への運営費交付金の扱いの方針が不明確ですが、基本線は削減方針であるとの見通しに立って現場でのたたかひの方向をたてていかなければなりません。

2. 静岡大学をとりまく情勢

(1) 運営費交付金の漸減について

国立大学法人は、一部の旧帝大を除いて、経費削減の努力はどこも限界に近づいています。今後も、一般経費に対しては効率化係数による毎年度一定の交付金削減は継続されるでしょう。第二期中期計画・中期目標の6年間の効率化係数値を早期に明らかにするよう大学執行部に求めていかなければなりません。

(2) 人件費のさらなる縮減攻勢に抗して

人件費に関しては、平成23年度までに総人件費を5%削減するという方針が決まっており、ことしはその4年目です。各大学とも不補充や非常勤講師・非常勤職員の増加によって対応しており、教育や事務に大きな支障をきたすまでになっています。4年間の縮減結果を検証して平成24年度以降のさらなる縮減に反対するとともに、国大協等を通じて縮減方針の撤廃を強く求めるよう大学執行部に要求していかなければなりません。

(3) 「大学評価」の反映の不公平さ — 大学間格差の拡大

昨年度公表された各大学法人の評価により、一般管理費について第二期の交付金の削減が示されました。旧帝大系が削減率の点では比較的大きかったものの、法人化当初の配分総額それ自体に歴然とした格差がもともとあり、削減率は低くとも地方国立大や医学系を除く単科大学へのしわ寄せはますます大きくなります。

(4) 大学の機能別分化の非現実性

第二期中期計画においては、国立大学法人評価委員会より大学の機能別分化が要請されています。また、業務運営の改善と称して、学長のリーダーシップの強化や経営協議会等における学外者の意見の重視が求められています。しかし、地方の総合大学のひとつである本学を、7つの機能のどれかに特化することは現実的ではないし、学長や経営協議会だけのトップマネジメントではスムーズな運営はできません。

3. 働きがいのある職場への改善

(1) 制度による雇用の歪み

法人化後採用の非常勤職員「3年雇い止め」により、様々な歪みが出てきています。業務に習熟しかけた優秀な人材でも3年で解雇されるという制度運用により、被雇用者は3年目には次の職場を探さなければならず、せっかく慣れた業務も継承されていかな

いだけでなく、仕事にも職場にも愛着を持ちがたいという弊害があります。また、3年ごとに新人を雇用することで、学生に対する各種事務支援サービスも低下してしまう恐れが大きいでしょう。

国立大学法人の厳しい労働環境実態のもと、常勤職員を目指す求職者も減少してきています。業務は荷重になるばかりで、負担の偏りから優秀な人材が休職や退職に追い込まれ、残った職員への負担がさらに増えるという悪循環が見られます。こうして、常勤職員も非常勤職員も、現状に不満を抱えながら働かざるをえなくなっています。また、事務作業の増大と事務組織の弱体化は、事務負担の増大として教員や学生にも悪影響を及ぼすに至っています。

(2) 改善の取り組み

こうした現状に対して、多くの大学で改善に向けた取り組みが始まっており、雇い止めの期間を5年に延長した大学や、雇い止め自体を廃止した大学もあります。本学でも非常勤職員の「登用試験」を導入したしたが、登用試験合格者（名簿搭載者）が常勤職員として採用される筋道が確立されていない現状があります。組合としては、根本的には「3年雇い止め」制度を撤廃することを目指しつつ、「登用試験」内容の改善および合格者全員採用のルール化を要求していきます。

(3) 期末手当額算定制度の見直し

人事院勧告に端を発した期末手当0.2ヶ月凍結という事態により、静岡大学の就業規則に問題があることがわかりました。給与に関しては、次のように規定されています。

第4章 賞与

(期末手当)

第29条

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において教職員が受けるべき基本給、大学院調整手当、特別支援学校教員調整手当（以下「基本給の月額」という。）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計を基礎として、役員会が定める。

組合として、学長交渉による改善要求や過半数代表者による就業規則改訂動議により、期末手当0.2ヶ月凍結の解除を目指すとともに、当面は凍結の代償措置としての地域手当率の全面的獲得を目指します。

II. 静岡大学教職員組合の重点課題

1. みんなが働きやすい環境づくり

運営費交付金の継続的削減に伴う人件費や研究費の減少は、業務負担や研究・教育条件の悪化という目に見える形で私たちの職場を日々、脅かしています。この現実を大学の役員会も直視し、事務職員・技術職員・教員、非常勤・常勤、女性・男性など、職種や雇用形態、性別にかかわらず、静岡大学で働くすべての人びとが健康に働ける職場を作るよう当局に働きかけていくことを基本方針とします。そのためには、第一に、大学当局に対し労働条件の改善や適正な予算執行を求めていくとともに、全大教を通して他の組合との情報交換や協力を行いながら、政府や社会に対し、運営費交付金削減の反対をはじめとした、私たちの待遇の基盤を安定させる財政的な裏づけを維持・拡大させるための運動を展開していくことが必要です。その一方で、私たちが行っている活動の意義を、組合員のみならず、組合に加入していない教職員にも理解してもらい、静岡大学の今後のあり方について広く意見を聴取するような運動を通じて要求実現をはかる取り組みも大切となってくるでしょう。

私たちは、これら2つの方向を活動の基本とし、運動を進めていきます。

2. 全体の課題

(1) 組合員拡大の緊急性

過半数組合の実現は、大学側との対等な交渉を実質化する前提条件です。労働組合の存在は健全な法人経営の前提であり、法人化に対応した新たな労使関係を構築する必要があります。しかし現実には、退職者数の急増により、静岡大学の教職員組合員数はここ数年減り続けており、組合員の拡大に緊急に取り組みなければなりません。そのために、たとえば職種別の話し合いやパート職員のランチミーティング等を企画し、部局や職階を越えた情報交換の場という組合の大きなメリットを生かして、組合未加入者に対しても、法人化後の私たちを取り巻く状況と、組合が存在することの意義と具体的利益を広く伝え、静岡大学の教職員としての当事者意識を喚起することで、組合への加入を促進します。

(2) 地域とともに歩む大学

法人化後も、地域社会の核となる高等教育機関としての国立大学の役割は変わりません。静岡大学は、地域とともにこの責務を果たすため、大学が直面している窮状を地域社会の人びとに理解してもらい、そして広範な世論を形成していかなければなりません。そのためには、法人としての大学だけではなく、教職員組合もまた組合の立場で地域や住民と協力関係を構築し、また他の労働団体等と協力を進めていく必要があります。たとえば署名・請願活動等は、静岡大学が置かれている状況を知ってもらうために、積極的に行っていきます。

3. 個別の課題

(1) 教職員の待遇改善、働きやすい労働条件に向けて

① 非常勤職員の労働条件の改善

本学の直接雇用職員のうち、いわゆる常勤職員は半数以下となり、非常勤職員が大幅に増えてきています。この職員構成の現実からみても、非常勤職員への正当な評価とそれに基づく待遇改善は不可欠だと考えます。役員会において、非常勤職員はどのように評価されているのでしょうか？

仕事に習熟し、倫理性が高く、しかしそれにもかかわらずとても安価な賃金で働いてくださっている非常勤職員の方は現実的に多数おられます。その方々を、経営上の都合で安易に3年雇止めにするわけにはいきません。

また、退職が近づくにつれてのやる気の持続性問題や、人が替わることにともなう仕事の引継ぎ問題などからみても、3年雇止めによる損失は限界にきています。他大学においては雇止めの廃止あるいは期間延長という対応が進んでおり、本学は少数派に転落しているようです。健全かつ機能的な事務体制を維持するためにも、本学の3年雇止め一律適用の撤廃を直ちに行うように要求を続けます。

② 非常勤職員の待遇改善、看護休暇の新設

一つ目に、人事院勧告（08.8.26）に基づく一時金支給の早期実施及び時給単価の改善を要求します。二つ目に、介護休暇・看護休暇の早期導入を要求します。三つ目に、夏季休暇5日あるいは年末年始での特別休暇の導入を要求します。四つ目に、大学の夏季休業の実施に当たって、職員が年休を充てるという制度の撤廃を要求します。五つ目に、時間休暇取得の上限について弾力的運用を行うように要求します。

③ 振替休日の実質的な確保

教職員は、一般に仕事がものすごく忙しい時期とそれほどではない時期が大学行事によって左右される傾向にありますが、現行の振替制度では、定められた一定期間内に振替休日を取らなければならない、そういった教職員の実態がまったく考慮されていないように考えられます。また、休みを取ろうとしても、昨今の人員削減や仕事内容の専門化、個別化等により、自分の代わりに安心して仕事を頼める方が少なくなっている現状（同僚と仕事を共有、協力できずに、一人で仕事を抱え込んでしまう孤立化という弊害）も無視できません。

少なくとも役員会には、現場の実態に即したかたちで、実質的に振替休日が確保できる運用に改めてもらえるように制度の改善を要求していきます。

④ 男女共同参画の推進、学内保育所の設置

男性・女性を問わず、すべての教職員が充実感を持って仕事に専念できる環境づくりを大切にしたいと考えています。特に、妊娠、出産、育児、介護、子の看護に伴う教職員の休暇・休業や時間短縮を実質的なものとし、ワーク・ライフ・バランスのとれた職場にするためには、就業規則や学内諸規定の整備だけではなく、代替業務を担う人員配置（非常勤講師・職員の措置を含む）や子育て支援・保育施設が必要です。そのため、次の点を要

求します。

2011年度まで続けられることになっている人件費削減の計画が、こうした代替業務を担う人員配置を抑制することのないように、実態の把握につとめるとともに、要求していきます。

男女共同参画静岡・浜松それぞれのキャンパスにおける教職員・院生・学生の子育て支援・保育ニーズをふまえ、学内に設置すべき子育て支援・保育施設について、法人として責任をもって設置するよう要求していきます。

⑤ 東西両キャンパス地域調整手当支給率の改善

同じ大学でありながら、キャンパスによって地域調整手当支給率が異なる不公平を是正し、当面、静岡5%、浜松4%（現状は3%）を要求します。もちろん、最終的な目標は両キャンパスとも同率を目指しています。

⑥ 技術職員の待遇改善：公募採用問題への対処、技術専門員定数の改善

技術職員の採用に関して、一般公募の方の初任給格付け及び在職者で著しく低い方の格付けの見直し、そして昇級を要求します（公募の際の給与提示の不明確さ、格付け基準の就業規則への明記、共通試験の受験等による改善の可能性を問い続けます）。

また、40代で長年にわたり昇給停止となる現状を改善するため、技術専門員の定数（現状7定数）を増やすように強く要望していきます。さらに、昇格理由の開示も求めていきます。

⑦ 助教の待遇改善

現在の待遇は、助手時代の給与体系をそのまま引きずっています。授業担当や学生指導の業務を担当する「助教」という新しい職に見合った待遇に改善するように要求します。

さらに、職務内容と待遇面で、任期というリスクを負う助教と任期のない助教でまったく変わらない現状の改善も要求していきます。

⑧ 任期制について

任期終了後のポストあるいは再任について、役員会として責任のある方針および対応をするように要求していきます。

⑨ 就業規則改正について

就業規則改正の際には、過半数代表者への説明と合わせて、組合にも通知するように要求します。

⑩ 非常勤職員が常勤職員になることへの登用試験の改善

昨年度から「登用試験」が実施されることになりましたが、募集の時期や実施場所、試験内容および選考方法について注視すべきことは多くあります。たとえば、受験者に考慮したかたちでの地域別受験が挙げられます。できるならば、静岡・浜松での同時受験を要望したいと思います。また、試験内容の改善として教養試験を見直していただき、担当業

務知識の確認試験への転換も要求します。

これらについては、不二速報等の広報を通じて、受験対象者の方はもちろん、常勤教職員の方々、および派遣職員の方々の意見も広く集め、役員会に対し問題点を提起し、改善を要求していきたいと考えています。

（２）大学運営の責任体制について

マスコミやWeb上で、本学が全学的に指静脈認証の導入を決めたという報道がなされ、一部の学生では指静脈登録が実際に行われました。指静脈データは指紋同様に非常に重要な個人情報と考えられますが、導入にあたって役員会では個人情報保護体制に十分かつ慎重な検討がなされたとは思えません。さらに、全学的にこれら大掛かりなシステムを導入する際に発生する経費問題も見過ごすことはできません。役員会の責任ある大学運営体制を強く求めます。

（３）人件費削減計画及び教員の戦略的配置について

第二期中期目標・中期計画の遂行に関し、文部科学省から提出を求められた平成22年度～27年度の人件費見積りについて、また、少なくとも今後3年間の人件費運用方針について役員会の見解を明らかにし、このことに関連して、今後の学長管理分の戦略的教員配置に実りある結果を求めていきます。というのも、各部局の人件費管理について、従前のように部局単位で削減していくという方針では、一つ目に教養教育等全学教育科目の担当者資源の減少が、二つ目に専門教育カリキュラムの縮小が今後ますます進行していく恐れがあると思われるからです。

また、長年にわたる定員削減の進行により事務組織にも相当の無理がきています。事務組織が有効に機能しないと、結局は教員が本来の職務を全うすることができなくなってしまいます。有効な事務体制と一体化して、教員の戦略的配置が考えられなければなりません。

（４）教員の基盤的教育経費の確保について

役員会に対し、第二期中期目標・中期計画の遂行に係る運営費交付金の配分額（とくに事業費）の見通しを確認し、その上で各教員における教育研究水準維持のための基盤経費の改善を要求していきます。

一方で、学長裁量経費・学部長裁量経費が確保され、部局では共通経費も天引きされた後の残余を教員個人に配分されることにより、教育研究のための基盤的経費が急激に減ってきています。仮に、研究費については外部資金の獲得努力により補うとしても、研究分野によっては資金獲得が難しいという側面も無視できません。また、教育費については、学生教育を最重要課題とする本学ではなおさらのこと基盤的な経費により拡充をはかる必要があると思います。

Ⅲ、専門部の活動と職種別課題

1. 組織法制部

運営費交付金の減少とそれに伴う教員の基盤的研究費の減少、職員の残業の常態化や団塊の世代の大量退職による技術職員問題、非常勤職員の3年雇い止めなど、たくさんの切実な問題がある。教員、事務系職員、技術系職員や非常勤職員など各職種で懇談会を開き、切実な意見・要望をくみ上げ、解決策を探り、学長交渉や事務交渉に生かしていきたいと思います。

東西キャンパスの地域調整手当格差の是正においては、本年度から浜松キャンパス、藤枝・島田地域が2%から3%に改善されました。同率支給に向けて、当面、静岡5%、浜松4%の支給率を要求していきます。基盤的研究費の減少については、特に実験系学部で切実であり、たとえば、本学工学部の学部教育研究費は20年前には年間100万円以上あったが、現在では20~30万円程度にまで減少しています。また、団塊の世代の大量退職に対応し、技術継承のための技術職員の新たな採用を促進するとともに、建設省、法務省などの国家公務員の給与に比較し極端に低い（技術）職員給与の改善のための、昇格改善の取り組みを行なっていきたいと思っています。

組合機能の維持・発展には、組合員の拡大が重要であり、組合の取り組みを未組合員にも広報するとともに、組合員拡大にも努めます。

〈教室系技術職員〉

教室系技術職員は、法人化後の動向の中で、自ら考え、問題意識を持った自律した技術職員層の形成という、大学独自の技術の蓄積・発展・継承をさせていく役割が求められています。これから団塊の世代が大量退職することに対応して、技術の継承のための新たな採用を促進するとともに、再雇用職員の技術部所属を加味した組織構築の検討を進めます。

待遇面では、1998年4月1日の文部省訓令33号により「技術専門官（課長・補佐級）」「技術専門職員（係長級）」の2つの専門職が設定され、昇格も改善されつつありましたが、独法化以降は、人件費抑制のもとで中堅以降の給与は据え置かれ、若手の給与も低位水準となっています。

当面の活動は、昇格基準の改善や選考基準の見直しも含め、下記の3点に重点をおいた要求をしていきます。

- ① 40代で長年にわたり昇給停止となる現状を改善するため、技術専門員（現状7定数）の大幅増員を行うとともに、技術専門職員の4級昇格改善（3級在給年数の短縮等）を行うこと。
- ② 若手（30代）の給与の低水準を改善するため、技術専門職員の選考基準を昇給号俸が標準4号俸から3号俸に切り下げられた実態に見合った改善（号俸の切り下げ等）を行うこと。
- ③ 技術職員の採用に関して、一般公募の方の初任給格付けおよび在職者で著しく低く格付けられた者の見直し（昇格・昇給改善）を行うこと。東海地区国立大学法人採用試験による新卒者等の採用を計画的に行うこと。大卒資格の公募採用者が上記採用試験（大卒者）より初任給が低く格付けられることを是正するため規則改正等を行うこと。

〈有期雇用職員〉

有期雇用職員は、現在7名ですが、内1名は本年度、3名は来年度定年退職となるので、その次の年度からは3名です。

「常勤職員化」という最大の課題について、本学の取り組みはあまりにも遅すぎたと言わざるをえず、それが有期雇用職員の高齢化をもたらし、常勤職員化への意欲を削いだというのが実情です。

組合として取り組むべき待遇改善の要求として残っているものがあるとすれば、「給与の頭打ち撤廃」と「常勤化」です。しかし、「常勤化」についても、前回の登用試験では、有期雇用職員からの受験はゼロでした。定年が近く残りの年数を考える人、今の仕事を続けたいと思っている人——それぞれに、理由はあります。

今、有期雇用職員が現実的に取り組むべき課題は、非常勤職員と手を携えて、法人化以降雇用の非常勤職員の時間単価を引き上げることです。有期雇用職員が定年後、再雇用される場合は非常勤雇用と見なされるため、賃金水準も、法人化以降の非常勤職員採用に準じることになりますが、それは全国的に見ても驚くべき低賃金です。

〈非常勤職員〉

今や、非常勤職員は、本学の直接雇用職員の半数以上を占め、事務体制の維持と運営には必須不可欠の存在となっています。ところが、大学当局は、法人化をきっかけに、雇用期間について最長3年までしか認めない「3年雇止め」を導入し、賃金水準を大幅に引き下げ、非常勤職員に、大学を構成する教職員の中でも最も低い労働条件を強いています。とりわけ、「3年雇止め」については、他大学では一律適用の撤廃、期間延長など、様々な措置や方策が取られ、改善への気運が高まる中を、本学の対応は全国的にも大幅に遅れをとるものとなっています。非常勤職員の職場に対する貢献を正当に評価し、労働条件と待遇が改善されることを切望して、以下の要求項目を掲げます。

(1) 「3年雇止め」を廃止してください。

「先の見えない職場」で働く人の気持ちを考えて、「大学」という教育機関にふさわしい「人間」を大切にす職場を望みます。

(2) 「正規職員採用試験」を制度化し、浜松両キャンパスでも実施してください。

正規職員採用試験は、非常勤職員の常勤化のための大切な道筋の一つです。開催場所を初め、公平で公正な「制度」として運用されるよう要望します。

(3) 大学が夏季休暇を実施するに当って、非常勤職員については、年休を充てて休ませるという制度を撤廃してください。

特に、法人化以降採用された非常勤職員の場合、雇用期間が最長3年で短いため、元々、年休も少ししか与えられていません。その貴重な年休が、休みたくない場合でも強制的に消化させられてしまいます。

2. 人事給与部

人事給与部では、役員会に対して、非常勤職員をも含めた全教職員の給与改善や地域調整手当の改善を求めるのを任務としています。

今日まで、組合は以下の具体的な賃金に関わる要求を行ってきました。

- (1) 大幅賃金引き下げを実施するなら、約10年間も賃金が据え置きという職員が出ないように昇格の仕組みを改善し、昇格基準の見直しを行うこと。
- (2) 同じ大学に勤務する教職員が勤務地のみを理由に地域調整手当に格差を設けることは差別待遇であり、浜松キャンパス（藤枝・島田なども含む）の地域調整手当を静岡キャンパス並みに引き上げること。
- (3) 新たな昇給区分とそれに対応した評価基準と具体的な評価実施方法の開示、説明を求め、「透明性・公平性・客観性」を確保すること。

今年度も我々は、引き続き上記の重点課題を念頭に置き、教職員の給与面での改善及び公正な人事評価を実現させるように努めてまいります。

3. 教育文化部

かつて（法人化される前）は、国立大学での教員としての職場は「国立大学は私立大学に比べて、授業負担も少なく研究費も多く、大学生の質も良いので、ゆとりのある場所だ」と言われていました。国立大学法人化とそれに伴う運営費交付金の削減によって、職員的大幅減により教員の事務負担は増え、研究費は半分以下に減り、非常勤講師の予算減で専任教員の授業負担は増えています。また我々だけでなく、大学生の取り巻く状況も年々厳しさが増し、世帯収入の実質的な減少による大学生たちの経済的負担の増大や就職協定の有名無実化による就活の早期化などがみられており、それに伴って特に文科系の学部では実質的には3年で終了しなければならないような事態が起こっております。

そこで今年度、教育文化部の具体的活動としては、二つ考えております。一つ目は、7月に東部地区で開催予定の「青空の下で PEACE」（旧「反核平和の夕べ」）の学内諸団体との共同開催です。このイベントは年に一度、本学の構成員全員で平和の大切さについて考えることを主目的としており、例年、講演会や討論会、映画上映会などを通じて教職員と学生が平和をテーマに交流します。今年度もぜひ多くの組合員の皆さんにご参加いただきたいと思っております。

第2に夏休み明けの9月に「教職員研究集会」を開きたいと思っております。具体的なテーマですが、今年度は学生たちのおかれている現状に目を向けて、「大学生の貧困化」、「就職活動の早期化・長期化」に対して、大学はどう取り組んでいくべきかを、講師のお話とともに、皆さんと一緒に考えてみたいと思っております。この教研集会は、各職種の皆さんが問題を提供し、情報交換する貴重な機会であり、今年も重点的に取り組むつもりですので、是非ご協力をお願いします。

4. 調査広報部

(1) 調査活動

- ・労働環境の問題点調査

労働環境改善のためには改善点を把握する必要があるため、そのための調査を行います。必要に応じてアンケート調査を実施します。また、組合員からの電子メールによる情報提供を呼びかけます。

- ・現状の課題の理解

労働環境に関して多くの改善点が指摘されていますが、多くの組合員にはその内容が理

解されていないのが現状ではないかと思えます。何が問題なのかを詳しく調査し、以下のホームページや不二速報などで情報を公開します。

(2) 広報活動

・ホームページの充実

ホームページを充実し、労働環境に関する基本事項、各種行事などについて情報を発信します。また、ホームページそのものの存在を組合員に周知するように努めます。

・不二速報の発行

年間10回程度発行し、労働環境と組合活動の現状について定期的にある程度まとまった情報を掲載します。

・立て看板の設置

立て看板の設置によって各種活動への参加を呼びかけるとともに、労働環境に関する情報を提供し、組合活動への理解を呼びかけます。

5. 厚生部

- (1) 例年どおり、お茶の物販を継続するほか、冬には恒例の「組合スキー」を計画します。
- (2) 新規取り組みとして秋には「シニア会」と一緒に「浜岡原発への視察・行楽」を共催します。
- (3) 支部代表者会議にはできるかぎりお弁当を提供します。
- (4) その他、組合活動が楽しくなるような企画を募集します。

6. 女性部

2009年度から「科学技術振興調整費」の助成による、「女性研究者と家族が輝くオンデマンド支援」など静岡大学においても女性研究者支援事業が手掛けられるようになりました。また今年度からは「女性研究者」のみならず、「男性研究者」についても支援の枠を拡大するなどの広がりが見られるようになりました。教職員組合は、今年度も静大におけるこのような男女共同参画推進をバックアップしていきたいと考えていますが、他方男女共同参画は教員に限定されることではなく、職員、非常勤職員を含む全教職員を含めるべきであると考えます。また現時点では「女性差別」を撤廃するという視点も忘れてはならないものと考えます。

現在の特に大きな問題として、女性職員の昇進昇格が遅れているという問題があげられるので、まずは昇進昇格についての男女の差を検証するための諸データの公表を大学側に求めるとともに、雇用機会均等法等の趣旨にかなった、積極的差別是正策を講じることを要求していきます。また非常勤職員の雇用継続問題や正規職員化問題は、非常勤職員問題であると同時に女性差別問題でもあることから、非常勤職員連絡会と連携しつつ、雇用継続の実現などにも取り組んでいきます。そしてそのためにも組合における女性部の活動の活性化を課題としていきます。

【第4号議案】2010年度会計予算（案）とその承認に関する件

2010年度 一般会計予算(案)

[収入]

(2010.4.1～2011.3.31)

項目	09執行額	10予算額	差引	備考
A經常収入	15,349,684	15,410,000	60,316	
組合費	14,692,120	14,760,000	67,880	1ヶ月約123万円(09年度は1ヶ月121万で算定)
雑収入	657,564	650,000	-7,564	無農薬茶販売、教共済・労金・全労済事務手数料、他預金利息、他団体印刷機使用料
B經常外収入	2,019,569	2,195,498	175,929	
還元金	441,759	200,000	-241,759	全大教・教共済より会議交通費・宿泊等
繰越金	1,577,810	937,318	-640,492	前年度より繰越
特別会計繰入	0	1,058,180	1,058,180	
合計	17,369,253	17,605,498	236,245	

[支出]

項目	09執行額	10予算額	差引	備考
A会議費	156,465	330,000	173,535	
大会費	47,095	100,000	52,905	定期大会交通費、軽食代
委員会費	109,370	230,000	120,630	執行委員会・代表委員会・会計監査等交通費
B活動費	879,092	1,060,000	180,908	
行動費	293,204	400,000	106,796	全大教等会議交通費・宿泊代、団体交渉交通費、メーテ-弁当代等、三役支部総会交通費
組織法制部	218,265	260,000	41,735	組合員拡大資料、技術職員部・非常勤職員・有期雇用職員等職種別懇談会弁当代等
人事給与部	0	30,000	30,000	人事委員会交通費・弁当代
教育文化部	178,270	200,000	21,730	学内教研集会、全国教研交通・宿泊費、資料代
調査情宣部	125,971	70,000	-55,971	速報・ビラ印刷用紙、インク代
厚生部	52,122	70,000	17,878	レクリエーション補助経費
青年・女性部	11,260	30,000	18,740	全大教・県国公女性の集いなど交通費補助
C書記局費	1,032,834	1,290,000	257,166	
事務経費	463,860	680,000	216,140	事務機リース料、コピー料、事務用品
書記局費	180,170	210,000	29,830	書記研修等交通費、書記局お茶代
通信費	180,704	200,000	19,296	切手、宅配便、電話料、プロバイダ-料
書籍費	208,100	200,000	-8,100	各法規集追録、人事院月報など
D人件費	9,637,984	9,760,000	122,016	
給与手当	7,609,360	7,720,000	110,640	書記2名給与手当 一般職 2-54*6/8、1-60(8ヶ月)、2-55*6/8、1-63(3ヶ月)
保険	1,028,624	1,040,000	11,376	書記2名社会保険料、労働保険
退職積立金	1,000,000	1,000,000	0	書記2名分
E外部負担金	4,597,520	4,571,120	-26,400	
全大教	3,797,200	3,770,800	-26,400	1,100円×285人×4月 1,100円×286人×8月(昨年度は1,100円×293人×4月 1,100円×285人×8月)
県国公	734,400	734,400	0	360円×180人×12月
地区国公	62,920	62,920	0	静岡 30円×147人×12月、浜松 10,000円(年額)
憲法会議	3,000	3,000	0	年額
F予備費(1)	128,040	594,378	466,338	退職者記念品、福祉活動拠出金、母親大会広告料、青空の下でPeace分担金、顧問弁護士料
予備費(2)	0	0	0	備品積立金
予備費(3)	0	0	0	
合計	16,431,935	17,605,498	1,173,563	
残高	937,318	0		

【第5号議案】人事委員の承認に関する件

人事委員

天野 和代 (本部・図書館)
樽松 安江 (理学部)
山脇 和樹 (農学部)
岩井 淳 (人文学部)
柳沢 信芳 (教育学部)
友田 和一 (工学部)
高柳 正勝 (情報学部)
芳賀 直哉 (執行委員長)
岡端 隆 (書記長)



各支部の取組み

■教育学部支部

2010年度 教育学部支部の取組教育学部支部では、以下のような活動に取り組んでいる。

- (1) 本部執行部と連携しながら、様々な活動に取り組んでいる。具体的には団体交渉、ミーデーへの参加、組合定期大会に向けての支部総会の開催、署名活動への協力を行った。
- (2) 例年通り、新組合員の加入への働きかけを行った。その結果、本年度は5月現在において新たに5名の方が組合に加入された。今後も引き続き、加入への働きかけを行っていききたい。
- (3) 親睦会などを通して、組合員相互の交流を図っている。今年度は、7月に新組合員の歓迎会を予定しており、新会員と組合員との相互の情報交換、および親睦をさらに深めていきたい。
- (4) 支部委員としては、労働・研究環境の整備、育児支援の充実といった課題について、さらに議論していききたいと考えている。

■工学部支部

本年度の具体的活動

「支部だより」の発行、行事案内等の立て看板の作成・設置ならびに工学部支部ウェブサイト管理を活動として行っています。「支部だより」については、支部委員持ち回りで担当し年数回発行します。立て看板については支部委員が協力して作成・設置を行います。ウェブサイト管理については、責任者1名を選出し、管理・運営の指揮をとってもらう形式としています。その他の行事・実務については、支部委員会全体で協働することで負担の一極集中を避け、各活動への注力度を向上させています。

活動の具体的な内容は下記の通りです。

- 1) 広報・宣伝活動（情報発信）
 - ・「支部だより」の発行（紙媒体）とともに、ウェブサイトによる情報発信を充実させる。その内容としては、各種案内・報告、アンケート、全大教からの重要情報などを考えている。
 - ・キャンパス内に立て看板を設置し、団体交渉などの行事について教職員組合からのメッ

セージの発信とともに、未加入者への組合の存在のアピールを行い、組合の重要性を認識してもらい加入者の増加をはかる。

2) 各種会合・イベントの開催

・支部定期大会、職種別懇談会、歓送迎会（新人／退職者）、平和と文化の集い、部局長交渉などのイベントを開催する。

・キャンパス内に勤務する教職員（組合への加入・未加入を問わず）からの就労環境に対する意見を広くあつめ、今後の組合活動への参考とするための行事を多く行う。例えば、団体交渉の前に交渉事項に対する質問や意見を集約するための教職員集会などを開催する。

3) 労働組合としての直接的行動（随時）

・団体交渉への参加、各種要求と申し入れ、署名への協力、メーデーなどの地域連携などを積極的に行う。団体交渉については、当局側との実質的交渉のできる唯一の重要な場と位置付け、少なくとも年に1回は浜松キャンパスで開催することを要求する。

■情報学部支部

情報学部支部の昨年度の取り組みとしては、メーリングリストを通じた情報交換・情報提供や、支部総会の開催（6月18日）、執行部との連携のもとで行った団体交渉、教研集会、組合定期大会への参加などを挙げられる。静岡キャンパスでの全国教研集会に報告を含めて参加した。「おでんと焼き鳥で集う」会には、情報学部支部のメンバーが多数参加した。

1) 組合への加入の働きかけ

情報学部支部では、旧教養部時代からの組合員の退職が相次いでいるにもかかわらず、全学での人事政策のあおりを受け、なかなか後任の新任教員が着任しないという事態が続いている。現在は、学部での過半数代表に、何とか組合からの選出者を送り出しているものの、このままでは組合員比率の減少が危惧され、労働組合としての発言権が低下することにもなりかねない。さらに、退職者や管理職者がでるたびに組合員が減っているので、何とかメンバーを増やし組合加入率を維持しないと厳しい状況である。このような状況認識の下、情報新規着任者および未加入者に対し、組合が存在していることの意味と、加入の意義を訴え、組合員拡大に取り組んでいきたい。特に昨今増加している非常勤職員の人たちに対して積極的な情報提供を行うと共に、組合加入を訴えていきたい。

2) 地域調整手当の東西格差の解消

これまでの組合の要求運動が一部実を結び、浜松にも地域調整手当が付くことにはなったものの、依然として、静岡、藤枝、浜松間の格差は残されたままである。昨年度も地域調整手当の東西格差の解消に取り組んできたが、今年度もこの格差解消に向けた機運をさらに盛り上げていきたい。

3) 雇用環境・雇用条件の改善

学長交渉のたびに大きな争点となっている、法人後採用されたパート職員の3年雇用問題に取り組み、非組合員を含めた非常勤職員の人たちの組織化に取り組むと共に、事務職員、技術職員、教員それぞれが抱えている個々の問題に真摯に耳を傾け、職場の課題として取り組んでいける体制づくりを行いたい。

4) 各種会合・イベントの開催

多忙化や「自己評価」などストレス要因が増えているので、支部総会や支部集会、また平和と文化の集い(おでんと焼き鳥で集う)などで組合員の交流を図り、それぞれの日ごろの悩みや不満などを語り合う場を提供したり、ストレス解消を図ったりしたいと考えている。新しい取り組みは難しいが、教授会前の食事つき総会や集会などできることから始めたい。

■人文学部支部

1. 例年どおり、人文学部芙蓉会と共催で、ビアパーティーを開催した(7月23日)。参加者39人と例年より盛況で、店の選択も「正解」と好評だった。
2. 人文学部及び法科大学院の総務系常勤職員との懇談会を開催した(11月20日)。忙しいなか4人の職員が参加してくれて、執行委員2人及び支部長と懇談した。現場の事務職員の生の声を聴くことができ、大いに組合活動の参考になった。
3. 薩埵峠ハイキングを開催した(11月23日)。あいにく悪天候で日程の変更を余儀なくされたため、参加者は3人だったが(当初は22日で7人参加予定)、晴天の下、新雪の富士山を観ながらのハイキングは好評だった。

■農学部支部

農学部支部では、組合員が昨年度末3名(正会員1、パート等会員2)退職して現在わずか14名である。本年度もこれまでと同様①過半数加入者を目標に組合員を勧誘する、②定員削減やパート職員の雇用など様々な問題を抱えている職場環境・労働環境について、学部内での情報交換やそれらの問題改善に向けて取り組む、の2点を支部の取り組みに掲げる。

とくに昨年度春先には組合本部からの職員組合加入申込書および農学部独自の勧誘文書を全研究室等に配布して入会を呼びかけたが、新人を含めどなたからも反応がなかった。また過半数代表者の2名のうち1名はこれまでの慣例を破り組合員からの推薦を辞退したが、そこで選ばれた教員はこれまで過半数代表者とはどんな役目かということをはほとんど理解できてなく参加されたようである。

ここ数年は複雑なシステムであるテニユアトラック教員を含めて主として助教を採用しているので以前に比べ農学部の教員平均年齢が若返っていることは大変結構であるが、

採用された若い教員は大学の事情把握も十分ではないようで、教育や研究面で負担増をさせていると思われる。このような問題はどの学部でもあると想像され、大学における労働・教育・研究環境が変化している。

このまま組合員ではない教職員にも大学の現状をどのように伝えるか組合活動を進める上では少々やっかいである。農学部は教職員組合員を中心に情報伝達はこれまで以上に進めるが、組合員にメリットがあるような方策を考える時期であると認識している。

■理学部支部

- 1) 慢性的に新しい組合員が入らないので、人数が減って行く状況に有る。若手の方に組合の役割を理解してもらい、入会してもらう必要が有る。仕事の中での組合の役割について明確化して、重要性を認識してもらう活動が必要である。執行部とその点について話し合いたい。安心・安全な職場、教職員間の協力の為に組合は必要と思う。
- 2) 組合の活動はなかなかできなかったが、理学部の職場環境は徐々に良くなっていると思う。建物改修工事や理学部周りの清掃・美化活動が進んで来ている。しかし、電気代、水道代などの省エネ対策が必要である。
- 3) 定年教員に対する新人補充の遅延など人事採用・昇進に支障が出ている。4年生・大学院生の教育指導費が、大幅に減少したまま（8年前の1/3）になっており、教育に大きな障害となっている。FD活動、自己評価活動が不活発であると思う。静大ビジョンの下に教育・研究活動を行い成果を出す為には、種々の問題が立ちはだかっている。

分科会活動の活性化について：

毎年の組合役員とは別に、より長期に問題に取り組むグループが必要と思われる。それぞれの組合員の重要点を共有して解決するためには、分科会の役割は重要であると思う。現在、私は、「職場環境分科会」と「ボランティア分科会」を進めて行きたいので、なんらかの活動をしてくれる賛同者を募集しています。



[2009年度活動日誌]

	中執・静岡	全大教・他団体など	西部
09 4月			
2木	新任教員研修(組合説明会)		
6月			工学部支部委員会引継(第1回支部委)
7火	執行委員会引き継ぎ(第1回執行委)		安全衛生新任研修(過半数代表説明)
9木	本部棟不二速報配布		
10金			立て看板設置(団体交渉報告)
14火			第2回工学部支部委員会
16木	学長・事務局長・総務部長等への挨拶		
16木	全大教役員訪問		
17金	人事課長・副課長との懇談		
20月	第2回執行委員会		
23木			情報学部支部総会
23木			立て看板設置(メーデー)
23木			工学部支部だよりNo.1発行
24金			非常勤職員懇談会(送別昼食会)
27月	不二速報No.1発行		
28火			工学部支部新人歓迎昼食会
5月			
1月	メーデー	メーデー	メーデー(浜松城公園)
3日		憲法施行62周年記念市民の集い	憲法記念日の集い(地域情報センター)
8金	事務折衝	シニア会	
10日		静岡県母親大会(県立三島北高校)	
11月	代表委員会(テレビ会議)		代表委員会(テレビ会議)
11月	第3回執行委員会(テレビ会議)		第3回執行委員会(テレビ会議)
12火	事務折衝	県国公幹事会	
13水			第3回工学部支部委員会
13水			立て看板設置(団体交渉)
14木	第1回「青空の下でPeace」実行委(以下木12:00~)		
16土	シニア会総会		
18月	不二速報No.2発行		
20水			
21木	団体交渉		
23-24土日		平和行進 平和行進	全大教地区別単組代表者会議
25月			
27水			第4回工学部支部委員会・会計監査
29金	会計監査		平和行進
30土			平和行進
31日			平和行進
6月			
1月	第4回執行委員会		
4木	就業規則改正手続きについて申し入れ		工学部支部だよりNo.2発行
4木	事務職員登用試験について申し入れ		
8月			工学部教員給与委員会
9火			議案書製本
9火			立て看板設置(定期大会・運営費交付金署名)
11木			第5回工学部支部委員会
17水	人文学部支部総会	労働保険	浜松地区国公幹事会
17水	教育学部支部総会	申請説明会	
18木			工学部支部定期大会
18木			情報学部支部総会
23火	農学部支部総会		
24水			第6回工学部支部委員会
25木	第111回定期大会		
26金	学長選考に関して申し入れ		
27土	事務職員登用試験(第一次)		

[2009年度活動日誌]

	中執・静岡	全大教・他団体など	西部
7月			
2	木 全大教来訪全国教研打ち合わせ		
3	金		工学部支部だよりNo.3発行
4	土	全大教事務職員の組織強化に関する交流会議	
4	土	静岡県国公女性交流集会	
8	水		第7回工学部支部委員会
9	木 支部長会議(テレビ会議)		支部長会議(テレビ会議)
10	金 就業規則改正説明(過半数代表) テレビ会議		就業規則改正説明(過半数代表) テレビ会議
15	水		浜松地区国公幹事会
17	金 「青空の下でPEACE」		
21	火 不二速報No.3発行		
22	水 事務職員登用試験(第二次)		第8回工学部支部委員会
22	水		立て看板設置(全国教研)
23	木 事務折衝		
23	木 教研推進委員会(テレビ会議)		教研推進委員会(テレビ会議)
24	金 事務職員登用試験発表		
25.26	土日	全大教定期大会	
25.26	土日	日本母親大会in京都	
27	月 執行委員会		
30	木		立て看板設置(あなたも組合の仲間に)
31	金		浜松地区国公ボウリング大会
8月			
3	月 不二速報No.4発行		
3~9		原水禁世界大会	
5	水 事務折衝		第9回工学部支部委員会
18	火 教研推進委員会(テレビ会議)		教研推進委員会(テレビ会議)
18	火 執行委員会(テレビ会議)		執行委員会(テレビ会議)
18	火 全国教研立て看板作成		
19	水 不二速報No.5発行		
20	木		西部婦人懇談会(女性部)
21	金 不二速報No.6発行		
22.23	土日	全大教中部ブロック技術職員交流会(山中)	
24	月		立て看板設置(全国教研第2弾)
24~9/3			全国教研うちわづくり
31	月		非常勤職員ネットワーク(退職者送別会)
9月			
2	木		第10回工学部支部委員会
2-3			男女共同参画レポートのための資料作り
4-6	金-日 全大教全国教研(静大で開催)	全大教全国教研(静大で開催)	
9	水		立看設置(あなたも組合の仲間に2)
10	木 代表委員会(テレビ会議)		代表委員会(テレビ会議)
10	木 執行委員会(テレビ会議)		執行委員会(テレビ会議)
14	月	県国公幹事会	技術職員部医大技術職員と懇談会
23	水・祝	久保山愛吉追悼焼津行動	
30	水 人勧緊急アンケート締切	県国公女性協拡大幹事会	
10月			
1	木 不二速報No.7発行		
5	月 執行委員会		非常勤職員懇談会
6	火		過半数代表説明(新任者安全衛生教育)
7	水 不二速報No.8発行		第11回工学部支部委員会
14	水		立て看板設置(署名のお願い)
18	日	全大教中部ブロック単組代表者会議(名古屋)	
20	火 不二速報特別号1号発行、本部棟配布		
21	水		第12回工学部支部委員会
29	木 執行委員会(テレビ会議)		執行委員会(テレビ会議)
30	金	シニア会	
31	土	全大教労働セミナー・結成20周年レプション	
31	土	県国公定期大会	

[2009年度活動日誌]

	中執・静岡	全大教・他団体など	西部
11月			
1日		全大教単組代表者会議	
2火			平和と文化の集い実行委員会
4水			第13回工学部支部委員会
5木			技術職員懇談会
9月			工学部教員給与委員会
10火			工学部支部だよりNo.4発行
15日		しずおかパートの元気の出る集会	
16月	非常勤職員懇談会(教育支部)		
17火	代表委員会(テレビ会議)		代表委員会(テレビ会議)
17火	執行委員会(テレビ会議)		執行委員会(テレビ会議)
17火	不二速報No.9発行		
18水			第14回工学部支部委員会
18水			浜松地区国公定期大会
20木	職員懇談会(人文支部)		
24火	団体交渉	静岡地区国公定期大会	団体交渉(浜松で開催)
24火	組合中間会計監査(浜松)		学長と女性部との懇談会
25水	学長選考アンケート本部棟配布		
26木	学長選考適任者抱負発表会		学長選考適任者抱負発表会
26木	不二速報特別号2号発行		
27.28金土		全大教中部ブロック書記研修会(福井)	
12月			
1火			おでんと焼き鳥の集い実行委員会
2水	不二速報特別号2号本部棟配布		第15回工学部支部委員会(懇談会)
3木			立て看板設置(あなたも組合の仲間に)
4金			立て看板設置(おでんと焼き鳥の集い)
6日		県国公女生協定期大会	
7月	不二速報No.10発行		工学部支部だよりNo.5発行
9水	不二速報No.10本部棟配布		
10木	学長選考意向投票		学長選考意向投票
15火			工学部支部だよりNo.6発行
16水	執行委員会(テレビ会議)		執行委員会(テレビ会議)
16水			おでんと焼き鳥de集う(浜松キャンパス忘年会)
17木			第15回工学部支部委員会
20日		科学者会議主催法人化問題学習会	
25-26金土		全大教青年部総会・学習会(大阪)	
26-29土-火	スキーと温泉のつどい		
10月			
5火			部局長懇談会(技術職員問題)
12火	不二速報No.11発行		
13水			第16回工学部支部委員会
15金		県国公春闘討論集会	工学部支部だよりNo.7発行
15金		県国公単組等担当者会議、旗開き	
26火			工学部支部選挙管理委員会
27水	執行委員会(テレビ会議)		執行委員会(テレビ会議)
28木	選挙管理委員会(テレビ会議)		選挙管理委員会(テレビ会議)
2月			
3水			第17回工学部支部委員会
4木	2010年度役員選挙公示		2010年度工学部支部役員選挙公示
6土		全大教技術職員交流会議	
10水	本部棟大学予算アンケート配布		
10水	大学予算アンケート立て看板設置		
16火			立て看板設置(大学予算アンケート)
16火			第18回工学部支部委員会
19金		教職員共済大学事業所ブロック会議	
22月	事務折衝		
26金	次期学長との懇談会		
26金	2010年度役員選挙再公示		2010年度工学部支部役員選挙再公示
28日	大学予算アンケート〆切		
27.28土日		全大教地区別単組代表者会議	

[2009年度活動日誌]

	中執・静岡	全大教・他団体など	西部
3月			
1月		3.1ピキニデー	
2火			第19回工学部支部委員会
3水		シニア会	
5.6金土		全大教書記研修会（川崎）	
8月			過半数代表選出・就業規則改正説明
9火	過半数代表選出・就業規則改正説明		
10水	不二速報No.11発行		
11木	執行委員会・代表委員会		
11木	団体交渉		
12金	2010年度役員選挙候補者公示		過半数代表者引き継ぎ 2010年度支部役員選挙候補者公示
16火			第20回工学部支部委員会
18-31	役員選挙投票期間		支部役員選挙投票期間
19金			情報学部支部集会
24水			工学部支部退職者送別会
27・28土日		全大教附属学校教職員集会	
31水	役員選挙開票・公示		支部役員選挙開票・公示



静岡大学教職員組合規則集

目 次

学長が組合に確約した三原則	30
静岡大学教職員組合規約	31
静岡大学教職員組合役員選挙規程	36
静岡大学教職員組合慶弔等に関する内規	37
静岡大学教職員組合旅費細則	37
静岡大学教職員組合組合費徴収細則	38

学長が組合に確約した三原則

1971年12月 3日

1. 学長は、今後とも、静岡大学教職員組合の活動に対し、弾圧、干渉をしないことを確約する。
2. 学長は、今後とも、組合活動はいうまでもなく、教職員の学内における諸活動に対しては、監視など基本的人権の侵害にわたる行為をしないことを確約する。
3. 学長は、権力による大学の自治の侵害に反対し、大学の民主的運営をはかることを確約する。

静岡大学教職員組合規約

(前文)

われわれは、日本国憲法下における民主化の促進を願い、労働者の利益と地位の向上を目指して、ここに団結し、理想的組合を作ろうとするものである。

第一章 総則

(名称)

第1条 この組合は静岡大学教職員組合（以下「組合」とする）という。

(組合員)

第2条 組合は、静岡大学の教職員あるいは組合が認める者であって、組合の趣旨に賛同し、自ら組合に加入することを選び、静岡大学教職員組合規約（以下「規約」という）に従う者をもって組織する。

2 以下に掲げる者は、組合員になることができない。

- ① 学長、副学長
- ② 理事、監事
- ③ 学部長、電子工学研究所長、電子科学研究科長、理工学研究科長、附属図書館長、附属図書館分館長、附属学校園長、施設等の長。ただし、施設等の長の範囲については大会によって決定する。
- ④ 事務局長、部長、課長、室長、主幹、人事・総務担当の課長補佐、事務長。

(事務所)

第3条 組合は事務所を静岡市駿河区大谷836静岡大学内におき、西部書記局を浜松市中区城北3-5-1静岡大学内におく。

(支部)

第4条 組合は大会の承認によって支部をおくことができる。

2 各支部は、この規約の趣旨に基づき、この規約の範囲内で、それぞれの規約を定めることができる。

(部会・委員会等)

第5条 組合は、執行委員会のもとに、専門部・特別委員会・連絡会をおくことができる。

第二章 目的および事業

(目的)

第6条 組合は、組合員の団結および相互扶助により、労働条件を維持改善し、経済的、社会的および文化的地位の向上を図り、あわせて学術研究および教育の民主化の徹底を期することを目的とする。

(事業)

第7条 組合は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 組合員の賃金、労働時間、身分待遇、その他の労働条件の改善に関すること。
- ② 学術研究および教育の民主化に関すること。
- ③ 組合員の相互扶助および福利厚生に関すること。
- ④ 機関紙発行に関すること。
- ⑤ 他の諸団体との連絡提携に関すること。
- ⑥ 職員の意に反する不利益処分に関して使用者等に対し交渉すること。
- ⑦ その他組合の目的達成に必要なこと。

第三章 組合員

(加入および脱退)

第8条 組合に加入しようとする者は、執行委員会に加入申込書を提出し、組合員名簿に登録されなけ

ればならない。

2 組合を脱退しようとする者は、その理由を明らかにし、執行委員会に届け出なければならない。

(組合員の権利および義務)

第9条 組合員は、労働組合のすべての活動に参加する権利、および均等の取り扱いを受ける権利を有する。

2 組合員は次の権利を有する。

- ① 役員に選挙され、役員を選挙しまたは解任すること。
- ② 組合のすべての活動に参加し、組合の利益を受けること。
- ③ 組合のすべての問題に意見を述べ、決議に参加すること。
- ④ 会計書類を閲覧し、会計監査の公表を求めること。
- ⑤ いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地または身分によってその資格を奪われないこと。
- ⑥ 組合活動によって不利益を受けたときは、救援を受けること。
- ⑦ 身分待遇や労働条件に関する不当な処分・処遇に対して、執行委員会に対応を求めること。

3 組合員は次の義務を負う。

- ① 組合の規約を遵守すること。
- ② 組合の決定に従うこと。
- ③ 組合費、その他の賦課金を納入すること。

(制裁)

第10条 組合員であって、組合の規約に違反し、または組合の統括を乱しもしくは組合の名誉を汚した者は、大会の決議により、その権利を停止し、またはこれを除名することができる。

2 役員であって不適任と認められる者は、大会の決議によって解任される。

3 制裁はすべて、大会または大会の指定する審問委員会において提案者に制裁勧告書を提出させ、かつそれに対する本人および本人の希望する弁護人の弁明を聴取した後でなければ、これを決議することができない。

4 第1、第2項の制裁を受けた者が決定に不服のある場合は、1ヶ月以内に大会に抗告を行うことができる。

5 組合員であって3ヶ月以上組合費を滞納した者は、組合員としての権利を停止される。滞納組合費を完納したときは権利を回復する。

第四章 機関

(機関)

第11条 組合に次の機関をおく。

大会、代表委員会、執行委員会、会計監査委員会、選挙管理委員会

(大会)

第12条 大会は、組合の最高決議機関であって、代議員をもって構成する。

2 代議員は、各支部より組合員10名につき1名(端数は1名)の割合で選出しなければならない。

3 定期大会は、執行委員長の招集により、毎年1回6月に開催する。ただし、次の場合には、臨時に開催しなければならない。

- ① 執行委員会が必要と認めたとき。
- ② 代表委員会の決議があったとき。
- ③ 会計監査委員会が組合財産の状況について要求したとき。
- ④ 組合員の5分の1以上が付議事項を示して要求したとき。

4 大会の議長および副議長は、出席代議員の互選によって選出する。

5 大会には執行委員が出席し、議案について説明し、必要な報告を行い、質問に答弁しなければならない。

ない。ただし、執行委員は決議には参加することができない。

(大会の審議事項)

第13条 大会は次の事項について審議決定する。

- ① 規約の決定および改正。
- ② 予算の議決、決算の承認。
- ③ 運動方針の決定および事業報告の承認。
- ④ 他団体への加入および脱退。
- ⑤ 組合員の制裁および役員解任並びにそれらの回復。
- ⑥ 組合基金の流用および重要な組合資産の処分。
- ⑦ 支部・部会等の設置および廃止。
- ⑧ 代表委員会への委任事項。
- ⑨ 同盟罷業の開始の決定。
- ⑩ その他組合の目的達成にとって必要で重大な事項。

(代表委員会)

第14条 代表委員会は大会に次ぐ決定機関であつて、代表委員をもって構成する。

- 2 代表委員は、各支部より2名、各部会より1名を選出しなければならない。
- 3 代表委員会は、執行委員長が次の場合に招集し、最低年3回以上開催する。
 - ① 執行委員会が必要と認めたとき。
 - ② 代表委員の5分の1以上が、付議事項を示して要求したとき。
- 4 代表委員会の議長等は、代表委員の互選によって選出する。
- 5 代表委員会には執行委員が出席し、議案について説明し、必要な報告を行い、質問に答弁しなければならない。ただし、執行委員は決議には参加することができない。

(代表委員会の審議事項)

第15条 代表委員会は次の事項について審議決定する。

- ① 運動方針の具体化。
- ② 規定および細則の決定と改正
- ③ 大会の決議により委任された事項。
- ④ 労働協約の締結に関する事項。
- ⑤ 争議行為の開始に関する事項。
- ⑥ 同盟罷業に関する事項。
- ⑦ その他執行委員会が審議することを必要と認めた事項。

(執行委員会)

第16条 執行委員会は、組合の中央執行機関であつて、執行委員長、副執行委員長、書記長、執行委員をもって構成する。

- 2 執行委員会は必要の都度執行委員長が招集する。ただし、執行委員は付議事項を示して執行委員会の招集を要求することができる。
- 3 執行委員会は、大会と代表委員会の決議を執行し、また、その他の緊急の事項を処理してこれに関し大会および代表委員会に責を負う。

(執行委員会の審議事項・権限)

第17条 執行委員会は次の事項について審議決定する。

- ① 大会および代表委員会の決議に基づく事項の執行。
- ② 大会および代表委員会に提出する事項。
- ③ 組合の業務執行に関する各種原案の企画立案。

- ④ その他組合の事業遂行上必要な事項の処理。

(執行委員会のもとにおく組織)

第18条 執行委員会には、書記局および必要ある場合には専門委員会を設ける。

2 書記局は、書記長および書記局員をもって構成し、次の事務を行う。

- ① 組合経費の予算の編成、予算の執行、決算書の作成、その他会計経理に関する事。
- ② 組合員名簿に関する事。
- ③ 用度の調達、物品の管理、払い出しおよび事務所の管理、その他庶務に関する事。
- ④ 各種の会議の準備および議事録の作成に関する事。
- ⑤ その他書記局事務に関する事。

(会議の成立)

第19条 会議はすべて、構成員の3分の2以上の出席によって成立する。

2 会議の議事の決定は、出席者の過半数によって決し、可否同数であるときは議長がこれを決定する。

3 前項の規定にかかわらず、第13条第5号に関しては、全組合員が平等に参加する機会を与えられた直接無記名投票によって、過半数の同意を得なければならない。また、第13条第1号および第10号に関しては、出席代議員の4分の3以上の賛成を必要とする。

(会計監査委員会)

第20条 会計監査委員会は、次の業務を行う。

- ① 組合の資産および会計を年1回以上監査し、執行委員会から決算の報告を受け、その結果を大会に報告する。
- ② 組合財産の状況について、執行委員会に対し、臨時に大会の招集を要求することができる。

(選挙管理委員会)

第21条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- ① 選挙の公示に関する事。
- ② 立候補の受理審査および候補者氏名の発表に関する事。
- ③ 投票および開票の管理ならびに立会人の指定に関する事。
- ④ 投票の有効無効の判定および当選者の発表に関する事。
- ⑤ その他選挙管理に必要な事項。

第五章 役員

(役員)

第22条 組合に次の役員をおく。

執行委員長	1名	副執行委員長	1名
書記長	1名	執行委員	7名
会計監査委員	2名		

- 2 執行委員長は、組合を代表し、組合の業務を統轄し、大会、代表委員会、執行委員会を招集する。
- 3 副執行委員長は、執行委員長を補佐し、執行委員長事故あるときはその職務を代行する。
- 4 書記長は執行委員長を補佐し、書記局の長として組合の事務を司る。
- 5 執行委員は、執行委員会の業務を分掌する。
- 6 会計監査委員は、会計監査委員会の業務を分掌する。

(役員選挙)

第23条 執行委員長、副執行委員長、書記長、執行委員、および会計監査委員の選出は、全組合員が平等に参加する機会を与えられた直接無記名投票による。

2 前項の選挙は選挙管理委員会が管理する。選挙に関する必要な規定は、代表委員会において別に定める。

(役員任期および兼任)

第24条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充選挙によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後も、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

4 役員は他の役員および代議員を兼ねることができない。

(役員解任)

第25条 役員であって、大会において不相当と認められた者は、大会の決議によってこれを解任することができる。

第六章 会計

(経費)

第26条 組合の経費は、組合費、寄附金、その他の収入をもってこれにあてる。組合費については細則で定める。

第27条 組合の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第28条 執行委員会は、組合のすべての財源およびその用途、寄附者の氏名ならびに現在の経理状況を示す会計報告を、会計監査委員の監査報告とともに大会に報告しなければならない。

2 会計報告については、公認会計士(職業的資格のある会計監査人)の証明書を添付しなければならない。

第七章 解散

(解散)

第29条 組合を解散しようとする場合は、すべての組合員が平等に参加する機会を与えられた直接無記名投票による、全組合員の過半数の同意によらなければならない。

第八章 附則

(規約の改正)

第30条 規約を改正しようとする場合は、その改正案を大会の15日前までに書記局に提出しなければならない。

2 改正の発議は、執行委員会、あるいは組合員の20分の1以上の連署によって行うことができる。

(施行)

第31条 この規約は、2008年6月26日から施行する。

静岡大学教職員組合役員選挙規程

第一章 総則

- 第1条 静岡大学教職員組合規約第23条に基づきこの規程を定める。
- 第2条 この規程は、執行委員長、副執行委員長、書記長、執行委員、会計監査委員の選挙に適用する。
- 第3条 前項に掲げる選挙は毎年3月に行う。ただし欠員を生じた場合はその都度行う。

第二章 選挙管理委員会

- 第4条 選挙を行う時はこの事務を処理するために選挙管理委員会を設ける。
- 第5条 選挙管理委員会は各支部1名の代表をもって構成し、任期は満1年とし再選を妨げない。ただし立候補者は選挙管理委員会の構成員にはなれない。
- 第6条 選挙管理委員会に1名の選挙管理委員長をおく。委員長は委員の互選とする。
- 第7条 選挙管理委員会は選挙管理委員長が招集する。
- 第8条 選挙管理委員会は次の事を行う。
1. 選挙公示
 2. 立候補者の受付と発表
 3. 候補者の資格審査
 4. 投票および開票の管理
 5. 立会人の指名
 6. 当選の確認と発表
 7. その他選挙管理に必要な事項
- 第9条 定期選挙の公示は選挙期日20日前までに支部に通知する。
- 第10条 立候補者の発表は選挙期日4日前までに行う。
- 第11条 当選の公示は選挙期日より2日以内に行う。

第三章 候補者

- 第12条 組合員はすべて役員に立候補する権利を有する。
- 第13条 選挙に立候補する組合員は定められた立候補届に所定の事項を記入して、選挙期日5日前までに選挙管理委員会に届出なければならない。
- 第14条 候補者を推薦するときは本人および所属支部の承認を得て、定められた立候補届に所定事項を記入して選挙期日5日前までに選挙管理委員会に届出なければならない。

第四章 選挙

- 第15条 選挙は全組合員によって行われる。
- 第16条 選挙は定員1名のものは単記、定員2名以上のものについては完全連記とし、いずれも直接無記名1人1票とする。
- 第17条 当選者は有効投票数の多数を得た者から順次決定する。得票同数のため当選者を定めたい場合はその者について決選投票する。
- 第18条 組合員数の2分の1以上の有効得票がない者は当選できない。
- 第19条 前条により不足を生じた場合は、その不足の定員数に1名を加えた数を落選者のうちから得票順に選んで決選投票を行う。
- 第20条 候補者が定員を超えないときは信任投票を行う。

第五章 附則

- 第21条 この規程の改廃は執行委員会で決め、大会の承認を得なければならない。
- 第22条 この規程の実施に必要なことは別に細則で定める。
- 第23条 この規程は昭和25年2月14日より実施する。
(昭和31年2月、昭和35年7月、平成19年7月 一部改正)

静岡大学教職員組合慶弔等に関する内規

- 1、 組合員本人で次の各項に該当するものについては、所定の金額または記念品を贈るものとする。
 - (1) 弔慰 死去したとき 金 10,000 円
 - (2) 病氣 1ヵ月以上入院療養したとき 金 5,000 円
 - (3) 退職 記念品を贈る(5,000 円相当)
- 2、 その他組合員または組合員以外のもので、慶弔の意を表すことが適当と認められる場合は、三役が協議する。
- 3、 組合はこれらの慶弔に対し、一切の返礼を辞退する。

静岡大学教職員組合旅費細則

- 第1条 静岡大学教職員組合の用務で、執行委員会の決定および要請により出張する場合は、所属支部所在地から目的地までの公共交通運賃(往復)を支給する。
- ① JRを利用する場合で、移動距離が概ね 80km を超える(静岡—浜松を含む)時は往復特急料金(ただし、新幹線利用の場合は回数券相当)を支給する。
 - ② 県国公、地区国公などの会合・集会に出席するときで、要請団体からの旅費の支給がない場合は所属支部所在地から目的地までの公共交通運賃(往復)を支給する。
 - ③ 公共交通機関を利用しない場合は、実状に即して実費を支給する。
- 第2条 日当の支給については次の基準による。
- ① 移動時間を含め用務にかかる時間が概ね 8 時間(1 日と数える)を超える時また用務先までの距離が概ね 80km を超える場合 1 日あたり 1,500 円、そうでない場合は 1 日あたり 1,000 円、半日あたり 500 円を支給する。
 - ② 但し、定期大会、執行委員会等組合主催の会合出席については日当の支給は行わない。
- 第3条 宿泊費は参加要請する団体の負担でない場合は、宿泊費実費(上限 10,000 円)および参加費、懇親会費等の実費を支給する。
- 第4条 緊急または合理的な理由があるときには、執行委員会は上記の規程にかかわらず旅費等の支給を行うことができる。
- 第5条 この細則の改正は定期大会の議決によって行う。

付則 この細則は 1995 年 7 月 1 日から施行する。

静岡大学教職員組合組合費徴収細則

(目的)

第1条 静岡大学教職員組合規約第9条第3項第3号にもとづき、組合費徴収に関する細則を以下の通り定める。

(組合費の種類)

第2条 本細則に定める組合費は、組合費(A)と組合費(B)とがある。

- 2 組合費(A)は地域調整手当支給者を対象に徴収する。
- 3 組合費(B)は地域調整手当未支給者を対象に徴収する。

(計算方法)

第3条 組合費(A)の額は、左の計算方法によって算定する。

- 一 給与20万円未満の場合
 $(\text{本給} + \text{地域調整手当}) \times 8 / 1000 + 400$
- 二 給与20万円以上の場合
 $(\text{本給} + \text{地域調整手当}) \times 8 / 1000 + 500$

第4条 組合費(B)の額は、左の計算方法による。

- 一 給与20万円未満の場合
 $\text{本給} \times 8 / 1000 + 400$
- 二 給与20万円以上の場合
 $\text{本給} \times 8 / 1000 + 500$

(頭打ち)

第5条 組合費の額は、左の号俸をもって頭打ちとする。

- 一 教(一) 3-81 4-53 5-13

(有期雇用職員の特例)

第6条 有期雇用職員については、本給額を一号俸下げて徴収する。

(非常勤職員の特例)

第7条 非常勤職員については、組合費を一律200円とする。

第8条 任期制または年俸制など、本細則の各規定に抛り難い組合員の組合費は、執行委員会でこれを定める。

付則

本細則は、2004年5月1日から施行される。

本細則は、2005年12月19日から施行される。

本細則は、2006年6月1日から施行される。

